

1 はじめに

現在、春日井市のごみ処理は、平成19年6月に改定した「春日井市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・市が相互に連携を図りつつ、「もったいない」からはじまる循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担のもとで、ごみ減量の数値目標を掲げ、ごみの排出抑制と資源化の推進により、継続的なごみの減量化に取り組んできた。

具体的な減量施策として、事業活動に伴って生じる一般廃棄物（以下「事業ごみ」という。）は、平成13年6月の処理手数料改定、平成20年4月から搬入ごみ適正指導の徹底、平成22年4月から不適正なごみ搬入禁止により、平成21年度の排出量は一般廃棄物処理計画に掲げる数値目標の約37,400tを大幅に下回っている。

また、家庭から生じる一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）の減量については、平成13年4月に粗大ごみの有料化、平成19年2月から指定ごみ袋制の導入、平成20年7月から生ごみ処理機購入補助、平成21年度からレジ袋有料化に取り組んだ結果、一般廃棄物処理計画に掲げる数値目標の約66,600tに対し、残すところ約3,900tまで減量している。

しかしながら、こうした取組により、ごみの資源化、減量化が進んできたものの、事業ごみの低額な処理手数料や年々増え続ける家庭ごみのクリーンセンターへの自己搬入などの課題が依然残されている。

春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）では、本年9月、春日井市長から「一般廃棄物処理手数料の改定」について諮問を受け、さらなる事業ごみ、家庭ごみの排出抑制の推進と適正な受益者負担について、審議を重ねてきた結果、本答申を取りまとめたものである。

2 本市の現状と課題

(1) 一般廃棄物処理手数料について

一般廃棄物処理手数料については、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条の規定により、粗大ごみ及び粗大ごみを含むごみの排出量が10kgを超えた部分につき100円/10kg（10,000円/t）、事業ごみの焼却処分及び破碎処分が80円/10kg（8,000円/t）、事業ごみの埋立処分が20円/10kg（2,000円/t）と定められている。

事業ごみ処理手数料は、表1の燃やせるごみの減価償却を含む処理コスト42,073円/tに対し、負担率が約19%に留まる僅かな受益者負担となっており、尚かつ平成13年から料金を据え置いてきたため、近隣市町と比較して著しく安価となっていることがリサイクルの妨げになっているばかりでなく、市外から事業ごみの流入を誘発する問題を生じさせている。

表1

	燃やせるごみ(円/t)	燃やせないごみ(円/t)	埋立ごみ(円/t)
平成19年度	35,355	75,232	13,726
平成20年度	43,231	78,503	38,197
平成21年度	47,632	79,916	35,916
平均	42,073	77,884	29,280

なお、事業ごみは、生ごみ・紙ごみなどの焼却処分する燃やせるごみであり、廃プラスチック・金属類などの破碎処分する燃やせないごみは、産業廃棄物に該当するため受け入れしていない。

(2) 家庭ごみ自己搬入について

家庭ごみのクリーンセンターへの自己搬入件数については、表2のとおり年々増加する傾向にあり、平成21年度は平成18年度に比べ約30%増加している。粗大ごみ及び粗大ごみを含むごみについては有料としているが、通常、家庭から出る燃やせるごみ、燃やせないごみは搬入量に制限なく無料で受け入れをしているため、ごみの排出抑制、リサイクル促進の妨げとなってきた。

表2

年度	燃やせるごみ(件)	燃やせないごみ(件)	粗大ごみ(件)	合計
18	4,984	3,581	12,938	21,503
19	5,453	3,281	15,858	24,592
20	5,254	3,887	17,035	26,176
21	6,548	4,164	17,630	28,342
増加率(H18/H21)	31.38%	16.28%	36.27%	31.80%

なお、家庭から排出する通常のごみ量は、平成21年度の調査から1世帯1回あたり6.6kgである。

(3) 埋立処分について

埋立処分については、建設・解体などに伴うがれき類が産業廃棄物に該当するため、事業ごみの受け入れはしていないが、個人が自ら解体し自己搬入したブロック、タイルなどを年間に約200t程度無料で埋め立てられており、最終処分場への受け入れの抑制を講じる必要がある。

3 近隣市町の処理手数料の状況

近隣市町の処理手数料については、表3のとおり名古屋市をはじめとする半数以上の市町が200円/10kgを徴収しており、その他の市町についても処理手数料200円/10kgを基準に改定する動向にある。

表3

平成22年9月調査

自治体名	事業ごみ	改正年月日	家庭ごみ	改正年月日
北名古屋市、豊山町 ※1 (北名古屋衛生組合)	320円/10kg	平成22年4月1日	320円/10kg	平成22年4月1日
名古屋市	200円/10kg	平成16年4月1日	200円/10kg	平成16年4月1日
瀬戸市、尾張旭市 ※2 (尾張東部衛生組合)	200円/10kg	平成21年4月1日	200円/10kg	平成21年4月1日
日進市、みよし市、東郷町 (尾三衛生組合)	200円/10kg	平成17年4月1日	100円/10kg	平成6年4月1日
津島市、愛西市、他5市町村 (海部地区環境事務組合)	200円/10kg	平成19年12月1日	200円/10kg	平成19年10月1日
稲沢市	150円/10kg	平成20年4月1日	150円/10kg	平成20年4月1日
一宮市	150円/10kg	平成20年4月1日	150円/10kg	平成20年4月1日
犬山市	130円/10kg	平成18年10月1日	130円/10kg	平成18年10月1日
小牧市、岩倉市 (小牧岩倉衛生組合)	127円/10kg	平成15年4月1日	127円/10kg	平成15年4月1日
江南市、大口町、扶桑町 (江南丹羽環境管理組合)	120円/10kg	平成16年6月1日	120円/10kg	平成16年6月1日

※1 平成22年4月から名古屋市でごみ処理

※2 平成21年度に改定し、3年間の経過措置により平成23年度に200円/10kg

4 まとめ

(1) 事業ごみ処理手数料の改定について

本市の処理手数料は、ごみの処理に要する経費と手数料金額の間に相当の乖離があるため、排出事業者自己処理責任の観点から、排出事業者の方々に応分の負担を求めることが必要である。

また、近隣市町の処理手数料との大幅な格差が、市外から事業ごみの流入を招く背景にもなるので、処理手数料の改定は止むを得ないと判断する。

処理手数料の改定については、クリーンセンターの減価償却を含む燃やせるごみ処理コストの一定割合の負担を求め、近隣市町の処理手数料の状況を考慮すれば、200円/10kgとすることが望ましいと考える。

(2) 家庭ごみの処理施設への自己搬入の有料化について

家庭ごみは、本来、ごみステーション収集が原則である。しかし、家庭ごみの自己搬入については、無料で受け入れをしているため、事業ごみ処理手数料の改定に伴い、事業ごみが家庭ごみへ混入する恐れやごみの排出抑制、リサイクル促進の妨げとなることが懸念される。

こうしたことから、通常、家庭から出されるごみ量を超えた部分は、処理手数料を徴収することが望ましいと判断する。

また、埋め立てごみについても、最終処分場への受け入れの抑制を図るため、新たに処理手数料を徴収することが必要である。

処理手数料については、現行の粗大ごみ処理手数料と同額の100円/10kgとすることが望ましいと考える。

(3) 円滑な実施について

事業ごみ処理手数料の改定と家庭ごみ自己搬入の有料化にあたり、その主旨について理解を得るため、事業者及び市民に対して十分な周知と説明を行うことが必要である。

また、特に排出事業者に対しては、食品リサイクル及び紙ごみのリサイクルルートに関する情報提供を行い、ごみ処理経費の軽減とごみ減量の推進に努める。

なお、排出事業者及び許可業者への急激な負担を緩和するため、一般廃棄物処理手数料の改定については、概ね3年間の経過措置を設けることが望ましい。

今後、必要に応じ、ごみ処理コストを算出し、ごみ処理手数料の適正について検討していくことが必要と考える。